熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市が行うパブリックコメント（意見公募）制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たし、もって市民の市政への参画を促進し、開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　パブリックコメント（意見公募）制度とは、本市の行政計画等の政策立案過程において、案の周知及び市民の意見表明の機会を拡大することにより、幅広い市民の市政への参加と開かれた市政運営を促進するため、次の一連の手続きを制度化したものをいう。

（１）市の行政計画、条例、規則、制度等（以下「計画等」という。）については、市の意志決定を行う前にその論点、選択肢、原案等（以下「論点等」という。）を広く公表する。

（２）公表した論点等に対し、市民が多様な意見、情報、専門的知識等（以下「意見等」という。）を提案又は提供できる機会を確保する。

（３）市民から提出された意見等を考慮して計画等の検討を行う。

（４）（３）の検討結果についても、広く公表する。

（実施機関）

第３条　本制度の実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長とする。

（対象）

第４条　本制度の対象は、次に掲げるものとする。

（１）市の基本的政策、個別行政分野における施策の基本的方針若しくは基本的事項を定める計画の策定又は変更

（２）広く一般に適用され、市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例、規則等の制定又は改廃。なお、要綱や指針等であっても、指導要綱や行政指導の指針の制定又は改廃等、前述の事項に当てはまるものについては、本制度の対象とする。

（３）その他実施機関が必要と認めるもの

２　前項にかかわらず、次に掲げるものは、本制度の対象外とする。

（１）地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの。ただし、法定外目的税の設置等、本市内に例のない金銭徴収制度についての条例を制定する場合にあっては、金額を除いた範囲において対象とする。

（２）法令又は条例（熊本県条例を含む。）の規定により形式的に定めるもの。
（３）施設、設備等の管理運営に関する条例、規則等。
（４）組織規則等、行政内部にのみ適用されるもの。
（５）貸借・譲渡等、私法上の契約の手続きを定めるもの。
（６）法令の規定により、本制度に代わる意見聴取手続きが確保されているもの。
（７）迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの。
３　本制度の対象の判断については、前２項の考え方に基づき、実施機関が自らの責任ににおいて個別に行うものとする。

（素案等の公表）

第５条　実施機関は、本制度の対象となる計画等の素案に関する最終的な意志決定を行う前に、その素案を公表し、市民の意見を求めなければならない。
２　前項の公表にあたっては、次に掲げる事項を記載した素案の概要を付するように努めなければならない。
（１）策定の趣旨、目的及び背景
（２）素案の要点
（３）その他市民が素案を理解するために必要な資料

（公表方法）

第６条　前条の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
（１）熊本市ホームページへの掲載
（２）実施機関の窓口
（３）総合支所、市民センター、保健福祉センター、五福まちづくり交流センター、健軍文化ホール、市政情報プラザ及び市民サービスコーナー（産業文化会館1階）、各地域コミュニティセンターにおける資料縦覧
（４）その他実施機関が必要と認めるもの
２　実施機関は、市政だよりへの掲載等有効と考えられる手段をもって、前項による公表が行われたことを広く市民に知らせなければならない。

（意見提出の期間及び方法）

第７条　実施機関は、１ヶ月程度を目安とする提出期間及びその提出方法を定め、素案及びその概要を公表する際に、様式第１号に従い意見募集を行うものとする。
２　意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。
（１）郵便
（２）ファクシミリ
（３）電子メール
（４）その他実施機関が定めるもの

（市民の意見等の活用）

第８条　実施機関は、提出された意見を考慮して素案に関する決定を行うものとし、その際には、様式第２号に従い、第６条第１項に掲げる方法により、提出された意見及びこれらに対する市の考え方を公表しなければならない。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。

（１）賛否の結論のみを示した意見

（２）内容が案件に合致しない意見

（３）意見募集の際に指定した手続きを経ないで提出された意見

（４）熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第７条に掲げる情報に該当する意見

２　前項の公表にあたっては、意見の提出者への個別の回答は行わないものとし、また、提出された意見が多い場合には、類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表することができるものとする。

３　実施機関は、市政だよりへの掲載等有効と考えられる手段をもって、第１項による公表が行われたことを広く市民に知らせなければならない。

（実施状況の報告）

第９条　実施機関の長は、次に掲げるときにおいては、第４条第１項に規定する対象ごとに、広聴課長へ実施状況を報告するものとする。

（１）素案等を公表するとき

（２）意見提出期間が終了したとき

（３）意見及びそれに対する市の考え方を公表するとき

（一覧の作成及び公表）

第１０条　広聴課長は、前条により提出された実施状況を取りまとめ、様式第３号及び様式第４号に従い本制度に係る市全体の実施状況をとりまとめた一覧を作成し、市役所、総合支所及び市民センターにおいて閲覧に供するとともに、熊本市ホームページに掲載するものとする。

２　一覧の公表期間は、概ね６ヶ月程度を目安とする。ただし、広聴課長が必要と認める場合は、その期間を変更することができる。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

様式第１号

に関するパブリックコメント（意見公募）についての募集

平成　　年　月　日

熊本市では、　　のため、　　計画を策定することとしており、このたび、その素案を作成いたしました。

そこで、この　　（素案）について、次のとおり市民の皆様からのご意見を募集します。

１　意見募集案件名

（素案）

２　参考資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、　　課窓口、各総合支所、市民センター保健福祉センター、五福まちづくり交流センター、健軍文化ホール、市政情報プラザ及び市民サービスコーナー（産業文化会館内）の情報コーナー、各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

３　意見の提出先・提出方法

意見提出の様式はありませんが、氏名、住所、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。なお、匿名や電話でのご意見については受け付けかねますので、あらかじめご了承下さい。

【電子メールでの送付】電子メールアドレス　//////@city.kumamoto.lg.jp

【郵送での送付】　　送付先　〒８６０－８６０１（市役所専用）

熊本市　　課あて

各総合支所、市民センター等に設置している意見提出用封筒をご利用いただき郵送してください。

【ＦＡＸでの送付】　　ＦＡＸ番号　０９６－　　－

【ご意見提出について応募箱への提出】各総合支所、市民センター等に設置している。

ご意見応募箱をご利用ください。

４　意見の提出期間

平成　　年　月　　日（　）～平成　　年　月　　日（　）

５　その他

住所、氏名、電話番号などの連絡先については、公開いたしませんが、ご意見については公開する予定です。なお、いただいたご意見については、意見のまとまりごとに本市の考え方を公開いたしますが、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承下さい。

お問合せ先 熊本市　　局　　部　　課 電話番号　０９６－　　－

4－2

様式第２号

に関するパブリックコメント（意見公募）結果についての募集結果

平成　　年　月　　日
局　　部　　課

（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

１　意見募集期間　　平成　　年　　月　　日（　）～　　月　　日（　）

２　意見件数（提出者数）　　件（　名）

３　提出された意見の概要及び意見に対する現時点での本市の考え方

①　　に関するご意見

・
・
・

②本市の考え方

様式第３号

熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施一覧

平成　年　月　日現在

熊本市では、次の案件について、市民の皆様のご意見を募集しております。

各案件についての公表資料等は熊本市ホームページ（http://www.city.kumamoto.lg.jp）に掲載しているほか、所管課窓口、各総合支所及び市民センターで閲覧できます。

案件名	公表日	意見提出期限	所管課・問い合わせ先	備考

様式第４号

熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施結果一覧

平成　年　月　日現在

熊本市が、市民の皆様からご意見を募集した次の案件については、ご意見の概要及びそれに対する本市の考え方を公表しております。

各案件についてのご意見等の概要は、熊本市ホームページ（http://www.city.kumamoto.lg.jp）に掲載しているほか、所管課窓口、各総合支所及び市民センターで閲覧できます。

案件名	公表日	意見提出期限	所管課・問い合わせ先	備考